

報告第 1 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

## 高浜市専決第8号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月30日

高浜市長 杉 浦 康 憲

### 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 244,123円

(2) 相手方 市内在住者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和7年8月18日（月）  
午後2時10分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市春日町地内

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

立体駐車場にて、2階に上がるため進行した市有自動車と、2階から下りてきた相手方自動車が接触し、市有自動車及び相手方自動車の右前方部分が破損した。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市50%、相手方50%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額488,246円のうち244,123円とし、相手方の負担する損害賠償の債務の額は、市の損害額181,027円のうち90,514円とする。

ウ 市が相手方に対して244,123円を支払い、相手方が市に対して90,514円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。